

平成30年度 部活動実施要項

1 開設について

- (1) 教員の希望により、年度当初に開設できる。但し、部員が5人以上の場合に限る。
- (2) 創設の場合は、職員会議で承認された場合に開設できる。

2 入部について

- (1) 入部希望者は、入部申込書を提出し、顧問の承諾を得られた時、入部できる。
- (2) 1年生は、仮入部期間を設ける。健康診断等が終わりしだい、本入部とする。
- (3) 顧問の承認があれば、兼部も認める。

3 放課後の活動について

- (1) 活動日……月、木、金
 - ☆ 学校行事(始業式なども含む)、委員会の日は、活動しない。
 - ☆ 試験前、試験中(試験最終日の放課後を除く)、生徒休業日と休日は活動しない。
 - ☆ 特別な事情のある場合は、部顧問・部活動担当者・指導部主任の判断で活動を認め、全体に連絡する。
 - ☆ やむをえず生徒休業日に活動する場合、活動時間は3時30分以降5時40分完全下校とする。
- (2) 活動時間……月～金 清掃終了後から。4時50分完全下校。
延長する場合は、5時40分完全下校。
- (3) 活動場所……活動は、原則として決められた活動場所で行い、やむを得ない事情でそれ以外の場所で活動するときは職員室の連絡黒板に明記し、他の職員が活動場所を把握できるようにしておく。
- (4) 活動中は、顧問が活動場所につくこととする。1人の顧問が同時に2つの部活動を行うことはできない。
顧問が立ち会えない場合は、代理の教員がつくこととする。
- (5) 活動中は、カバンは活動場所にまとめて置く。貴重品は必ず顧問に預ける。
- (6) 活動を行なった場合、顧問は、電気・戸締りの最終点検を責任持って行なう。
最終点検担当の部が活動を中止した場合は、他の顧問が責任を持つ。
- (7) 部活動後(下校途中)の飲食は禁止する。各顧問が責任を持って指導し、違反のはなはだしい部は、活動停止にすることもある。

4 朝練について

- (1) 運動部は試合(練習試合を除く)前1週間、文化部は文研或いは発表前の一定期間で顧問が希望する場合、朝練を実施できる。
- (2) 活動時間は、8時から8時30分までとし、後片付け・着替えも終わっているようにする。ただし着替えに関しては7時55分から更衣室等を使用して行い、それ以前は中学校玄関前で静かに待機させる。
- (3) 顧問は、必ず活動時間前に出校していること。顧問不在の場合、活動は認めない。
- (4) 運動部は、激しいトレーニングを避け、授業に差し支えないように注意する。
- (5) 運動部の活動場所は、校庭の1/2、体育館、武道館の範囲に限る。
- (6) 朝練を希望する部は、事前に顧問が実施願いを部活動担当者に提出し、他の部との調整をしておく。
- (7) 朝練実施中は、部の名前と期間を黒板に記入する(指導部主任がファイルに記入)。

5 特別練習について

- (1) 運動部は公式試合2週間前から特別練習を行うことができる。
 - * 日曜日に公式試合があるときは、2週間前の土曜日から練習できる。
 - * 練習回数や、その後勝ち進んだ際の練習計画については生徒の体調に無理がないように配慮し、部顧問・部活動担当者・指導部主任で相談して決める。原則、午前の活動は9時～12時30分、午後の活動は13時～16時30分とする。(準備片付けの時間は含めない。)
- (2) 公式試合のない月でも必要に応じて1週間につき半日(原則として土曜日)までの特別練習を実施できる。ただし、特別練習を定例とすることはできない。
- (3) 文化部も上記(1)(2)に準ずる形で活動を行うことができる。

6 活動中のケガや事故について

- (1) けがや事故が発生した場合、顧問は直ちに活動を中止し、適切な処置を行なう。
- (2) けがや事故の程度や状態により、保護者・担任・養護教諭・副校長・校長との連絡十分にとり、必要であれば早急に救急病院に連れて行く。その際、保護者からの指示があれば、その病院に連れて行く。
- (3) 救急車、119番を要請する時は、校長・副校長の承認を得ること。連絡がつかない場合は、顧問の判断で要請し、事後報告を直ちに行なう。
- (4) 生徒だけで、無断で保健室を使用することは禁止する。

救急病院

東京新宿メディカルセンター 03-3269-8111	新宿区津久戸町 5-1 飯田橋駅 JR、南北線、大江戸線、下車徒歩 4 分
都立大塚病院 03-3941-3211	豊島区南大塚 2-8-1 都バス大塚 4 丁目バス停そば
順天堂大学附属順天堂医院 03-3813-3111	文京区本郷 3-1-3 御茶ノ水駅 JR、丸の内線、新御茶ノ水駅千代田線すぐそば
日本医科大学付属病院 03-3822-2131	文京区千駄木 1-1-5 東大前駅南北線、千駄木駅千代田線から徒歩 8 分

個人病院

おとわ内科・脳神経外科 03-6662-7755	文京区音羽 1-5-17 音羽クリニックビル
「ひまわり」 03-5272-0303	近隣の休日診療をしている病院を紹介してくれます

7 長期休業期間中の活動について

- (1) 夏季休業中は合宿・練習試合を含めて 25 日間（原則土日を除く）を上限とする。但し、公式試合は除く。
- (2) 冬・春季休業中は練習試合を含めて 9 日（原則土日を除く）を上限とする。
- (3) 原則、午前の活動は 9 時～12 時 30 分、午後の活動は 13 時～16 時 30 分とする。（準備片付けの時間は含めない。）

8 予算措置について（単年度方針）

- (1) 各部への予算配分は、一律の基本額と、人数配分の額によって決定する。

9 補 足

- (1) 朝練、時間延長などの実施は、顧問が決定するもので、生徒の希望は参考とする。
- (2) 時間延長時に、部員以外の生徒が待っていることを禁止する。もし、そのような事態が生じた場合は、該当する部の時間外の活動を一定期間停止する。
- (3) 休日の活動時には、教員・指導者が 2 名以上いること。
- (4) 荒天などの状況における部活動の実施は、原則として学校の対応（通学区域に警報が出ている場合は活動を行わない）に準ずる。特に 23 区内に警報が出ている状況での活動は、一切行わないものとする。但し、大会前などの特別な事情がある場合、23 区内に警報が出ていなければ、活動開始までに管理職（校長・副校長）の了承を得た上で活動を認める場合がある。

- 例 ①学区域（23 区外）に警報が出ているが、部員にその区域から通学している生徒がいない。
 ②学区域（23 区外）に警報が出ているが、すぐに天候の回復が予測される。